

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「世界中の経験・知見が循環する社会の創造」をビジョンに掲げ、「知のめぐりをよくする。」をコンセプトに、社会における多くの課題を解決し社会に貢献してまいりたいと考えております。

また、当社の経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図っていくことが長期的に企業価値を向上させて行く必要があり、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
久保田 雅俊	2,720,600	32.75
株式会社ニューアイデンティティクリエイション	2,450,000	29.50
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	472,900	5.69
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	410,000	4.94
山口 貴弘	212,500	2.56
野村信託銀行株式会社(投信口)	77,300	0.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	73,200	0.88
山口 征人	69,193	0.83
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	68,000	0.82
福田 悠	65,693	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無

久保田 雅俊

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	7 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、原則として支配株主との取引等を実施しない方針であります。もし、支配株主との取引等を新たに行う必要がある場合には、社外監査役を含む監査役会の監視のもと、社外取締役を含む取締役会での決議を行い、法令・規則を遵守し適切な取引を実施することで、少数株主の利益が害されることの防止に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
斉藤 麻子	他の会社の出身者											
大原 茂	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斉藤 麻子	○	――	経営者としての豊富な経験があり、他事業会社における取締役の経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として経営全般に対する助言・監督を行い、その役割を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
大原 茂	○	――	経営者としての豊富な経験があり、他事業会社における取締役の経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として経営全般に対する助言・監督を行い、その役割を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	2	2	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	2	2	0	3	社外取締役

補足説明

- ・その他3名は常勤社外監査役、社外監査役、社外監査役であります。
- ・指名・報酬委員会は指名委員会と報酬委員会の双方の機能を有しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び監査法人による会計監査の3つを基本としております。
監査役、内部監査室、監査法人は、定期的な会合をもち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。
監査役と内部監査室は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。"

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
露木 一彦	他の会社の出身者													
小山 憲一	公認会計士													
由木 竜太	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
露木 一彦	○	_____	他事業会社における取締役、監査役の経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ独立的な経営監視が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
小山 憲一	○	_____	公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており高度な専門性を有する人材として、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。

由木 竜太	○	_____	弁護士として企業法務に精通し、その高度な専門性を有する人材としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
-------	---	-------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明

従業員や取締役の意欲及び士気を向上させ、一層の業績拡大及び企業価値の増大を図ることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

従業員や取締役の意欲及び士気を向上させ、一層の業績拡大及び企業価値の増大を図ることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

指名・報酬委員会の答申を受け、当社の役員報酬等については、株主総会において決議された報酬の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役へのサポートは経営管理本部が行っております。取締役会に付議される議案については、事前に社外取締役及び社外監査役に対して送付のうえ、必要に応じて議案内容を説明しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
無し	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は取締役4名で構成されております。当社の取締役は10名以内とする旨定款で定められております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行っております。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催することになっております。社外取締役に、取締役の職務の執行に対する取締役会の監督の実効性を高め、取締役会の意思決定の客観性を確保するために、当社と利益相反の生ずるおそれがなく独立性を有する社外取締役齊藤麻子を選任しております。

監査役会は、監査役3名で構成されております。当社の監査役は5名以内とする旨定款で定められております。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令・定款及び当社規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換される他、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。監査役監査は常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項が提出されております。

当社は、取締役および執行役員以上の役職者をもって構成する経営会議を設置しております。主に当社の業務執行方針の協議、業務執行状況の情報共有並びに当社の月次報告(財務報告・営業報告)、取締役会決議事項、構成員が提示した事項および議長が必要と認める事項についての事前審議・協議を行うために開催しております。

当社は、従業員に対するコンプライアンス意識の啓発及び、法令違反行為の監視、適正なリスク管理等を目的に、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに係る取組みの推進やコンプライアンスに関する研修、リスク管理施策の検討・進捗管理等を実施しております。

当社は、独立した内部監査室を設けており、代表取締役直轄の責任者1名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように業務監査を実施し、代表取締役、取締役会及び監査役会に対して監査結果を報告しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査担当に提出させることとしております。また、内部監査室は監査役及び監査法人と連携し、三様監査を実施しております。

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年1月の取締役会決議で取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は独立社外役員(取締役および監査役)4名、業務執行取締役2名の計6名で構成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)により構成されております。監査役会は3名の監査役(うち社外監査役3名)により構成されております。その他、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、任意の指名・報酬委員会を設置。独立した内部監査室による内部監査体制を選択しております。

当社がこのような体制を採用している理由は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるコーポレート・ガバナンス体制であると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会については、当社は7月決算のため、株主総会の開催は集中日と異なります。また、株主の皆様が出席しやすい場所を今後も確保してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	議決権電子行使プラットフォームは参加を検討している段階でございますが、電磁的方法による議決権の行使につきましては当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社が運営するインターネット等による議決権行使の併用が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現状は行っておりません。今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現状は行っておりません。今後、海外投資家の比率等を踏まえて、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用ページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を踏まえ、個人投資家向け説明会の開催を検討いたします。また、インターネットを通じた対話機会の提供も行い、その内容をホームページにて公開することを検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会等を定期的に開催しております。また、機関投資家へのweb訪問を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状は開催しておりません。今後、海外投資家の比率等を踏まえて、検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRウェブサイトを開設し、当該サイトにて公表しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、経営管理本部を担当部署とし、取締役経営管理本部長を責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、投資家、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーが、的確な投資情報を適時、適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的に整備を進めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	SDGsの役員向け勉強会を実施するなど積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーが、的確な投資情報を適時、適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的に整備を進めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正を確保するための体制として、2019年12月18日の取締役会において有価証券上場規程第439条で定める体制を構築するため、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下の通りであります。

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社的な内部統制システムの整備、リスク・クライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制の推進等に関して代表取締役副社長山口征人を担当取締役として選任しております。当該担当取締役は、リスク・コンプライアンス委員会の委員長を務め、その統括を行います。なお、監査役は、上記の委員会に出席し意見を述べるすることができます。また当社は、法令・定款及び社会規範を遵守するための基本規程を制定し、当社のリスク・コンプライアンス体制の整備及びリスク・コンプライアンスの実践に努めます。

・リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス体制の構築維持にあたります。

・当社役職員を対象としたリスク・コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、リスク・コンプライアンス意識の維持向上を図ります。

・当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行います。

・取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとします。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。

・リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。

・危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図ります。

・取締役会を毎月1回定期的に開催し取締役の職務執行状況を報告するほか、必要に応じて適宜開催します。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査役と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとします。また、当該使用人については監査役の管轄とし、取締役からは独立した立場を確保します。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができるものとします。

・当社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。

・当社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

・「内部通報規程」を定め、上記内容等を通報できる体制を整えております。

g. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。

・監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

・監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互連携を図ります。

・監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他プロ人材の意見を聴取することができるものとします。

h. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性確保のため、代表取締役を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築します。

i. 反社会的勢力排除に向けた体制

・当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当社の役職員に周知徹底します。

・当社は、経営管理本部を主管部署と定め、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律のプロ人材と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。具体的には、反社会的勢力への対応統括部署を経営管理本部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する責任者として、経営管理本部長を選任しております。

取引先・株主・役職員については、原則として、インターネット検索による調査及び「日経テレコン21」の記事検索による調査を行い、取引を行っております。

また、経営管理本部長は、平素より外部専門機関との意見交換などの連携関係を構築するよう努めるとともに、有事の場合は、法律相談、通報、法的手続きの依頼などを行う体制作りを行っております。

当社経営管理本部において、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

なお、今回の上場申請に際しては、株主全員の属性などについて調査したほか、取引先などについても再調査を行った結果、関係すると思われるものは見当たりませんでした。

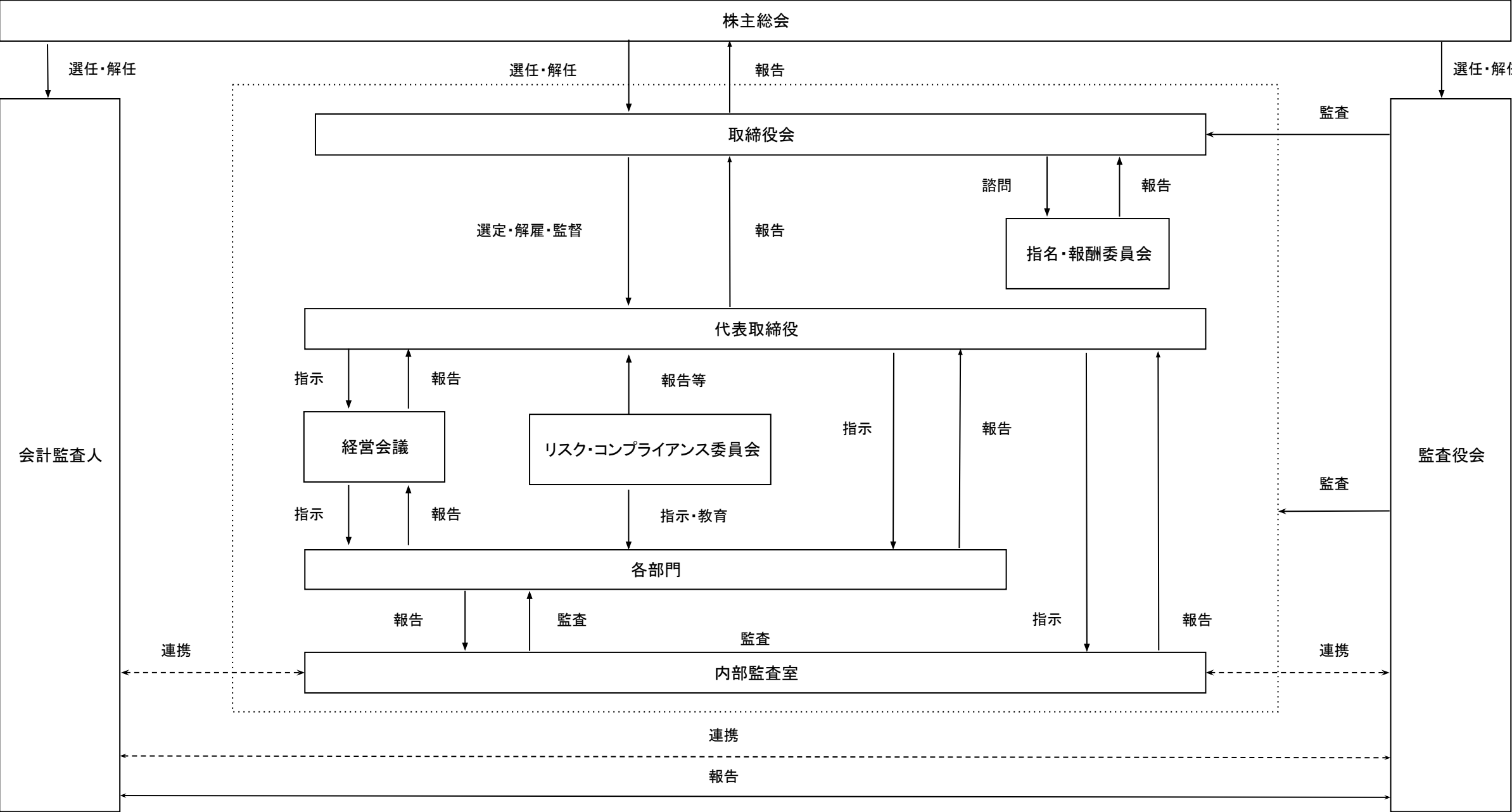
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

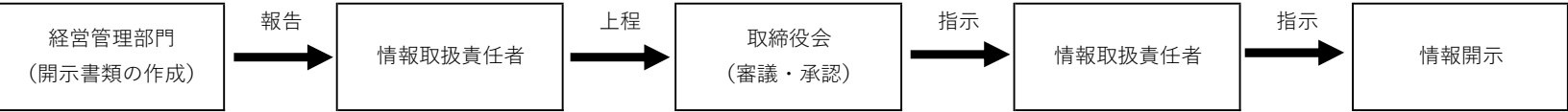
なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要

【決定事実・決算】



【発生事実】

